

ガバナンス

◆ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指すとともに、法令遵守と経営の透明性を確保するため、経営と執行に対する実効性の高い監督機能を確立し、様々なステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレート・ガバナンス体制の構築を重視し、さらなる体制の向上に継続して取り組んでいきます。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点から、経営の意思決定、職務執行及び監督並びに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を組織全体において徹底しています。また、社外監査役が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

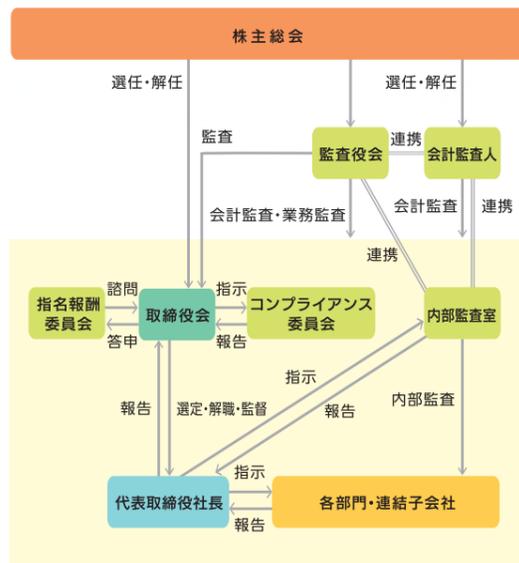
- ① 株主の権利・平等性を確保する。
- ② 様々なステークホルダーと適切に協働する。
- ③ 適切に情報開示をし、透明性を確保する。
- ④ 取締役会等による業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- ⑤ 株主と建設的な対話を実施する。

◆ コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役会設置会社の体制を採用しています。当社事業に精通した取締役を中心とした取締役会の迅速な意思決定による経営戦略の力強い推進を確保し、独立性の高い社外取締役を複数人含む取締役会によるモニタリング及び監査役による監査の二重の監視体制をとることで監督・監視機能の充実を図ることとしています。また、社外取締役と監査役による二重の監視体制による監督・監視機能を効果的に発揮すべく、社外取締役と監査役との間で情報共有・意見交換等を行い、適宜連携する体制をとっています。

コーポレート・ガバナンス体制の変遷

- 2017年より社外取締役を選任しています。
- 2019年より社外監査役を選任しています。
- 2020年より監査役会を設置しています。
- 2022年より取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しています。



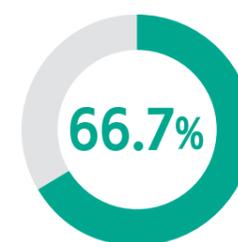
◆ 監査機能

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役(非常勤)2名で構成されており、定例監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会及び内部統制部門等から適宜業務の執行状況を聴取し、重要な決裁文書や財務諸表等を閲覧する等して調査を行い、また常勤監査役は重要な社内会議に出席する等して、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しています。

内部監査については、社長直轄の「内部監査室」に専任者3名を置き、監査計画に基づき、原則として年1回関係会社を含む全部門を監査し、業務活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導又は助言等を行っています。

また、当社グループは許認可事業である産業廃棄物処理業を主要事業としており、廃棄物処理法をはじめとした各種法令に違反した場合、許認可取消もあり得ることから、実際に廃棄物処理に関する業務を行っている部門の監査は特に重点的に実施しています。コンプライアンス体制に対するモニタリング等の一環としてコンプライアンス委員会の議事録等で活動内容を共有し、コンプライアンスへの取組みが反映されているか、部門・拠点監査時に確認しています。

監査役会メンバー構成
(社外取締役比率)



◆ コーポレート・ガバナンス推進体制

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役で構成され、取締役の監査機能を一層充実させています。また、社外取締役のうち、1名は女性であり、女性ならではの視点で助言をしています。

定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。原則として、監査役3名全員出席の下、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定並びに職務執行の監視・監督を行っています。

また、地震や台風等の自然災害、業務災害、機密情報漏洩等の様々なリスクに対応するため、2017年にリスク管理規程を制定しました。この規程に則り、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めています。経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議、グループ経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告するものとしています。

取締役会メンバー構成
(社外取締役比率)



女性取締役比率



◆ コンプライアンス委員会

グループ横断的なコンプライアンス・リスクに対応するため、代表取締役社長が委員長を務め、子会社の主管部門も含むリスク管理担当で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しています。委員会では、廃棄物処理法をはじめ当社グループにとって法令遵守のための管理体制やツール等のグループ標準を定め、コンプライアンス・リスクに効率的に対応をしています。

2022年度は同委員会を6回開催し、グループ共通の取組みとして、許認可事業をはじめとする法令の要求事項について

リスクの一斉点検を行う等、コンプライアンス体制の継続的改善に努めています。

また、コンプライアンス研修を行うことにより、知識の向上、危機意識を共有し、コンプライアンス体制の充実を図っています。

◆ 指名報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しています。独立社外取締役及び取締役会の決議によって選定された取締役及び監査役である委員3名で構成しています。その過半数は独立社外取締役及び独立社外監査役としています。同委員会は取締役会からの諮問に基づいて、グループ取締役を含む取締役の指名・選解任及び報酬について審議し、取締役会へ答申を行っています。

2022年度は3回開催し、全ての回に全委員が出席しました。グループ取締役の指名・選解任、グループ取締役の評価プロセスの設計及び評価、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入、取締役のスキル開示方針等について審議しました。

◆ 内部通報制度

当社グループの役職員による組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報、又は法令違反等に該当するかを確認する相談窓口として、内部通報窓口を設置し、社内通報窓口を総務部、社外通報窓口を弁護士事務所とすることで、当社グループの役職員から情報を得る体制を整備しています。

当該内部通報制度の内容については「内部通報規程」を整備し、イントラネットを通じて当社グループの全役職員に周知することで利用を促し、コンプライアンス強化を図っています。

